

議案第 5 号

大口町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部改正
について

大口町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部を改正する条例
を別紙のように定めるものとする。

平成 3 1 年 2 月 2 8 日提出

大口町長 鈴木 雅 博

(提案理由)

この案を提出するのは、公の施設指定管理者選定審議会に指定管理者を評価する
役割を付することに伴い、この条例の一部を改正するため必要があるからである。

大口町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部を改正する条例

大口町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成15年大口町条例第28号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「大口町公の施設指定管理者選定審議会」を「大口町公の施設指定管理者審議会」に改める。

第14条の見出しを「（大口町公の施設指定管理者審議会）」に改め、同条第1項中「選定をするため」の次に「、又は第7条の報告に基づき指定管理者の評価をするため」を加え、「大口町公の施設指定管理者選定審議会」を「大口町公の施設指定管理者審議会」に改め、同条第2項中「5人以内とし」の次に「、学識経験者等のうちから」を加え、「必要な期間を定めて、任命」を「委嘱又は任命」に改め、同条中第6項を第7項とし、第3項から第5項までを1項ずつ繰り下げ、第2項の次に次の1項を加える。

3 委員の任期は2年とし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

第16条を第17条とし、第15条中「及び前条第1項」を「並びに第14条第1項及び第2項」に改め、同条を第16条とし、第14条の次に次の1条を加える。

（委員等の秘密保持義務）

第15条 審議会の会長及び委員は、その職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（大口町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

2 大口町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和36年大口村条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表中「公の施設指定管理者選定審議会委員」を「公の施設指定管理者審議会委員」に改める。

大口町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(候補者の選定)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 町長は、前2項の規定により指定管理者の候補者を選定しようとするときは、<u>大口町公の施設指定管理者審議会</u>の意見を聞いた上で総合的に判断するものとする。</p> <p>4 略</p> <p><u>(大口町公の施設指定管理者審議会)</u></p> <p>第14条 町長の諮問に応じ、公の施設の指定管理者の選定をするため、<u>又は第7条の報告に基づき指定管理者の評価をするため、大口町公の施設指定管理者審議会</u>（以下「審議会」という。）を置く。</p> <p>2 審議会の委員の定数は、5人以内とし、<u>学識経験者等のうちから、町長が委嘱又は任命する。</u></p> <p>3 <u>委員の任期は2年とし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。</u></p> <p>4～7 略</p> <p><u>(委員等の秘密保持義務)</u></p> <p>第15条 <u>審議会の会長及び委員は、その職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。</u></p> <p>(教育委員会所管の公の施設への適用)</p> <p>第16条 この条例を教育委員会が所管する公の施設に適用する場合には、第2条から第11条まで並びに第14条第1項及び第2項の規定中「町長」とあるのは「教育委員会」と、第2条、第3条、第4条及び次条の規定中「規則」とあるのは「教育委員会規則」と読み替えるものとする。</p> <p>(委任)</p> <p>第17条 略</p>	<p>(候補者の選定)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 町長は、前2項の規定により指定管理者の候補者を選定しようとするときは、<u>大口町公の施設指定管理者選定審議会</u>の意見を聞いた上で総合的に判断するものとする。</p> <p>4 略</p> <p><u>(大口町公の施設指定管理者選定審議会)</u></p> <p>第14条 町長の諮問に応じ、公の施設の指定管理者の選定をするため、<u>大口町公の施設指定管理者選定審議会</u>（以下「審議会」という。）を置く。</p> <p>2 審議会の委員の定数は、5人以内とし、町長が<u>必要な期間を定めて、任命する。</u></p> <p>3～6 略</p> <p>(教育委員会所管の公の施設への適用)</p> <p>第15条 この条例を教育委員会が所管する公の施設に適用する場合には、第2条から第11条まで及び前条第1項の規定中「町長」とあるのは「教育委員会」と、第2条、第3条、第4条及び次条の規定中「規則」とあるのは「教育委員会規則」と読み替えるものとする。</p> <p>(委任)</p> <p>第16条 略</p>

大口町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例一部改正新旧対照表

新			旧		
別表（第2条、第5条関係）			別表（第2条、第5条関係）		
区分	報酬の額	旅費の額	区分	報酬の額	旅費の額
略	略	略	略	略	略
公の施設指定管理者審議会委員	1回 5,900円	〃	公の施設指定管理者選定審議会委員	1回 5,900円	〃
略	略	略	略	略	略
備考 略			備考 略		

改正要旨

1 改正の趣旨

本町の指定管理者の評価については、平成22年9月から「大口町公の施設指定管理者評価委員会設置要綱」により試行的に委員会を設置し、評価してきております。指定管理者の指定の期間が5年であることから、中間の年にあたる3年目に中間評価を、最終の年にあたる5年目に最終評価を実施しております。

評価委員会が行った中間評価、最終評価を踏まえて指定管理者の活動が改善されている現状から、今回要綱による試行的な設置を見直し、条例による設置とするものです。

評価委員は、選定の際の諮問・答申を踏まえて評価に臨んだほうが適切であるとの考えから、「大口町公の施設指定管理者選定審議会」と同じ方を任命してきております。こういった現状を踏まえて、新たに条例に規定して評価委員会を設置するよりも、選定審議会に指定管理者の評価の役割を加えたほうが適切であるとの考えから、所要の整備を行うものです。

2 改正の概要

(1) 審議会の名称を変更します。(第4条、第14条関係)

(改正前) 大口町公の施設指定管理者選定審議会

↓

(改正後) 大口町公の施設指定管理者審議会

(2) 指定管理者の評価の役割を追加します。(第14条関係)

(3) 非常勤の職員の名称を変更します。(大口町特別職の職員で非常勤のもの
の報酬及び費用弁償に関する条例 別表関係)

3 施行期日

平成31年4月1日から施行します。